

中小企業憲章の精神に基づく中小企業支援政策の推進に関する意見書（案）

平成２２年６月に閣議決定された中小企業憲章は、中小企業は、経済をけん引する力であり、社会の主役であると位置付け、中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気付けるとしている。

しかし、円高の影響を受ける中小零細企業に対する政府の支援策は、従来型の融資など、おざなりの対策にとどまっている。

また、現在政府は、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）への参加について検討を進めており、我が国がＴＰＰに参加すると、ＴＰＰ１０か国のＧＤＰの約９割と人口の約７割をアメリカと日本で占めることになる。この場合、アメリカのオバマ政権は輸出倍增戦略を推進していることから、大企業にとってはコスト競争力強化になっても、国内の第一次産業とそれと密接な関係にある中小企業にとっては、大きな打撃を受けることになる。これは、中小企業振興に逆行するものである。

さらに、東日本大震災の被災地では、地元の森林資源をいかした地産地消型の復興や仮設住宅の建設による雇用の創出なども始まっているが、被災した漁港には、魚市場、水産加工業、飲食業など大きな裾野を持った地域密着型の産業が、まだまだ復興から取り残されている。こうした被災地の中小企業の復興を進める上でも、国の大規模な支援が必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、中小企業憲章の精神に基づき、中小企業支援政策を積極的に推進するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年１０月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		